

歯列矯正と労働関係調整

公益委員 古川 伸二

鹿児島県労働委員会の公益委員を拝命して6か月が経った。

この間、定例の総会、労働問題研究会、個別労働関係紛争に係る相談・あっせんをはじめ、中央労働委員会主催の研修などを通じて、新任委員として基本的な関係法令や判例、具体的な審査・あっせん事例等について学ばせていただいた。

新年を迎え、さらなる研鑽に努めなければと決意を新たにしているところである。

新任公益委員としてのこの半年は、私の人生にとってはもうひとつの大きなチャレンジの時でもあった。マウスピースによる歯列の矯正である。私は、生来歯は丈夫な方で、いまだ親知らず4本を含めて32本の自前の歯で生活している。そのような私の歯にもひとつだけウィークポイントがある。下の前歯の歯並びが悪いのである。下の前歯4本がお互いケンカしながら不規則に並んでいるため、羊羹やつけあげなどをかぶり一口にしたその噛みあとは、まさに東尋坊の柱状節理状態である。この歯並びの悪さは、時折気にはなっていたものの日々の生活にさほど大きな支障を来すこともなく今日に至っていた。

そのような中、昨年初め、歯科定期検診の際の「健康でしかも歯並びの良い歯を維持することがこれからの楽しい人生を送るための大きなキーポイントになります。歯列矯正に年齢の壁はないですよ。」との歯科医の先生の言葉に即決で矯正の申し込みをしたのである。

マウスピースによる歯列矯正は、あらかじめ高精度の3Dスキャン装置で口の中をスキャンしたうえで、強制的な歯の移動装置ともいえるマウスピースを10数枚作成し、歯の移動に合わせてほぼ2週間おきにこれを順次交換装着していくことで進行していく治療方法である。私の場合、14枚のマウスピースが用意されており、これを予定どおり2週間おきに交換したとして、治療にほぼ半年要する設計になっていた。

ところで、矯正治療の成否をなすものが1日のマウスピース装着時間である。食事と歯磨きの時間を除いて1日あたり20～22時間装着することが必須となる。マウスピース装着時は、水以外の飲食は禁止である。これを守らないと理想形に向けて移動しつつある歯がまた元の歯並びに戻ってしまうのである。

治療を始めたのが昨年4月の桜満開の時期。義務的な装着時間を忠実に守るべく孤独の戦いが始まった。朝食と昼食は歯磨き時間を含めてそれぞれ30分。夕食に至っては1時間しか余裕がない。間食も不可となった。これまで、毎日晩酌をたやすことなく、のらりくらりと夕飯を食べていた私の日々の生活がここに至って一変してしまった。

4月にスタートした治療は、労働委員就任という環境変化もあって、さほど日常生活上の制約も気になることなく順調に推移し、昨年11月末に最後の14枚目のマウスピース装着が終了した。この間、歯間を少しずつ削って歯と歯どうしが譲り合える空間を作りながら、マウスピースの形に合わせて歯を移動させたことで、並びの悪かった歯はそれぞれ数ミリずつ移動していた。歯が動いたのだ。治療後の歯並びは見事当初の設計どおりであった。

そして、私のメタボ気味の体型も心なしかスッキリなったようである。まさにマウスピース矯正の二次的効能ということであろうか。

県労働委員会事務局発行の「労働委員会の手引」には、「労働委員会の行う調整は、当事者の譲り合いによって争議を解決に導くのが建て前で、強制的なものではありません。」とある。労働委員会の行う労働関係の調整とマウスピース矯正。どこか重なり合うところがあるように感じながら過ごした半年であった。